

「輸入食品国外生産企業登録管理規定（質検総局令第 145 号）」が 2013 年 5 月より本格開始

2013 年 5 月

北京事務所、農林水産・食品調査課

2012 年 5 月に告示されていた「輸入食品国外生産企業登録管理規定（質検総局令第 145 号）」および関係の制度が、施行日より 1 年の経過期間を経て、2013 年 5 月より本格開始された。今後は、中国へ輸出する食品を国外で生産する企業は、事前に中国当局の承認を得ておく必要がある。

本規定は食肉と水産品が対象とされ、生産企業の所在国当局が取り纏め、中国当局（国家認証認可監督管理委員会 CNCA）に登録申請をし、審査・承認を得ることが義務付けられている。水産品に関しては 2013 年 5 月 1 日までの経過期間とされていたが（食肉については経過期間なし）、今後は中国への輸入に際して本制度による登録が完了していることが必要となる。なお、食肉に関しては検疫条件により日本からの輸入ができないが、これが緩和された場合は同様の手続きが必要となる。

従来の日本産水産物の対中輸出制度では、日中二国間合意の下、日本側は生産施設を厚生労働省に登録した上で、同省が認定する証明書発行機関が発行する衛生証明書を商品の輸入時に中国国家質検総局（CIQ）に提出する仕組みとなっていた。

一方、新制度では、生産施設登録に中国当局の審査・承認を経る必要がある。生産企業の所在国側で登録を要請する施設のリストを取り纏めて、中国国家認証認可監督管理委員会に申請し、審査・承認を経て、施設リストが中国当局のウェブサイト上で公表されれば施設登録完了という流れだ。2013 年 5 月 1 日以降に中国へ到着し通関手続きを経る貨物は、本登録が完了している必要がある。

なお、従来制度で2013年3月末までに国内における施設登録が完了していた企業については、新制度移行に伴う新たな申請手続きは不要であり、原則、中国当局のウェブサイト上に登録施設として掲載されている。今後新たに登録を要する施設については、中国当局の審査・承認の手続きが加わるため、以前より長い期間がかかる可能性があり、それを念頭に置いた計画を立てる必要が出て来よう。

新制度移行に伴い、衛生証明書の発行要件にも一部改正があった。新発行要件の下では、既にEUや米国向けの水産食品輸出の認定を受けている施設・品目であることなど、一定の基準を満たせば、従来必要とされていた証明書発行機関による輸出の都度の官能検査が不要となり、事業者による自主検査が認められるようになった。

新制度移行に伴う、現地の取締の状況としては、各地の中国国家質検総局(CIQ)が順次運用を開始しているもようだが、具体的な運用は地域によって異なる可能性があり、引き続き確認が必要である。(金井伸輔、遠藤朋美)

参考情報：

- ① 輸入食品国外生産企業登録管理規定（質検総局令第145号）

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/jlgg/zjl/2011_1/201203/t20120330_212967.htm

- ② 中国国家認証認可監督管理委員会

http://www.cnca.gov.cn/rjwzcyjgb/qwfbcx/jkspqy/sea_food/yzgjzhzcscpscqymd/index.shtml

- ③ 厚生労働省「対中国輸出水産食品」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/taichu/>

別紙：

- ① 【和訳】輸入食品国外生産企業登録管理規定（質検総局令第145号）
- ② 【和訳】輸入食品海外生産企業登録実施目録の公布に関する公告（2012年第73号）

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。